

「環境表示ガイドライン」の改定案に対する意見及び対応方針

No.	対象箇所	ご意見の概要	対応方針
1	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	本ガイドラインは、製品・サービスに直接関係のない、事業活動、イメージ広告、企業姿勢等も適用範囲としている。このため、3-2(3)①であいまいな表現や環境主張として列記されている「持続可能」「持続可能性」「サステナビリティ」などの用語が、上記においても使用できないと読める。もし使用が禁止されれば、多くの企業が影響を受けるため、3-2に以下の一文を追記して誤解を回避することを提案する。『なお、本項における「環境表示」「環境主張」といった用語は、ISO/JIS Q 14021に定義される「環境主張」、すなわち、製品・サービスの環境側面に関する主張を意味します。』	本ガイドラインでは、「持続可能」「持続可能性」「サステナビリティ」といった用語を、事業活動や企業姿勢等を示す情報開示において使用する場合も、製品・サービスと同様に、説明文を付けなければならないこととしています。ご意見を踏まえ、(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① a.に説明を補足します。 (ガイドライン修正) (3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと a.自己宣言による環境主張に使用できない表現 ISO/JIS Q 14021規格(5.3)では、あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない」とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないか、行う場合は単独では行わず、必ず合理的な説明文を付けることが求められます。(21ページの基本項目②参照)
2	全般	日本政府の温暖化を悪化させる 原発政策を「ゼロカーボン」「クリーン」と称したり、「J-クレジット」によって温室効果ガス・環境破壊を海外に丸投げする政策も、グリーン・ウォッシュとして国内外から批判を招いているのではないかと。7年も「化石賞」を連続受賞する「世界一環境破壊する環境庁」では、国際社会から後ろ指をさされて当然だ。政府方針案のどこにも、SDGs(第16項)に掲げられている「賄賂・汚職の禁止」「武器売買の禁止」「差別迫害の禁止」など、環境保護企業の大前提となる方針が義務付けられていない。これでは、国が認める企業すべてが「グリーン・ウォッシュ」をやっている様なものではないか。国際規約に基づく、などと言うのなら、まず SDGs 第16項遵守の義務化が必要ではないのか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(2)、(3)、(4)	P15:「製品のライフサイクル全体を考慮すること」のイラストに、P27の「特定のライフサイクルの段階における環境効果を、ライフサイクル全体のものと誤解されぬよう、範囲を明確化する必要」というポイントも含めるべき。 P16:「a. 自己宣言による環境主張に使用できない表現」について、P15のイラストでは「単独では使用できない表現」としており、裏付けるデータと併記すれば良いと読める。EUのUCPD改正を踏まえ、単に「使用できない」とするべき。 P19:「カーボン・オフセットに関する主張」は、世界的な潮流として、カーボンオフセットによる主張そのものが禁止されたり、厳しい評価にさらされている現状があるため、EU基準などの動向にも触れることが参考になる。 P27:「環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること」について、昨今の海外での敗訴事例などを踏まえると、「アクセスが可能である」だけでは不十分であり、「容易に情報にアクセスすることが可能である」などに表現を修正すべき。 P31:「4. シンボルの使用に関する要求事項」について、企業独自の基準に基づくラベルと、第三者機関が認証したラベルが混在・乱立している。自主基準に拠るラベルである場合は、その旨(第三者認証によるものではない)を明記することを求める、推奨する、といった記載が必要。 その他、環境効果の「例え手法」(例:CO2削減量を、杉の木〇万本分のCO2吸収量に例える)や、CO2削減貢献量に関する主張も、消費者に誤認を生じさせるリスクがあり、注意すべき表示であることを記載すべき。	P15:「製品のライフサイクル全体を考慮すること」のイラストは、自己宣言による環境表示を行う事業者等がまず取り組むべき事項を「5つの基本項目」としてまとめています。範囲を明確化することについては、ガイドライン内で説明を行っているため、イラストへの記載はしていませんが、ご指摘をふまえ周知に努めてまいります。 P16:「a. 自己宣言による環境主張に使用できない表現」については、単独では使用せず、説明文を付けなければならないこととしています。ご意見を踏まえ、(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① a.に説明を以下のとおり補足します。 (ガイドライン修正) (3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと a.自己宣言による環境主張に使用できない表現 ISO/JIS Q 14021規格(5.3)では、あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない」とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないか、行う場合は単独では行わず、必ず合理的な説明文を付けることが求められます。(21ページの基本項目②参照) P27:④の説明において、「消費者が詳細情報に容易にアクセスできるようにすることも大切です。」と記載しています。 その他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。

4	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(2)、(3)	「あいまいな表現や環境主張は行わないこと」の「あいまい」の定義および判断基準を明確化すべき。環境表示に充てられるスペースは限られており、二次元コード等も広く活用されている。消費者庁所管の景品表示法や食品表示制度等では、補完情報も含めた表示全体評価の考え方が採られており、表示面の文言のみで直ちに「あいまい」と評価することは、表示政策との一貫性を欠く。	ご意見をふまえ、ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① a.に説明を以下のとおり補足します。(ガイドライン修正) (3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと a.自己宣言による環境主張に使用できない表現 ISO/JIS Q 14021規格(5.3)では、あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない」とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないか、行う場合は単独では行わず、必ず合理的な説明文を付けることが求められます。(21ページの基本項目②参照) また、本ガイドラインの(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ②において、環境主張の内容に説明文を付けることを要求事項としていますが、二次元コードなどにより消費者が詳細情報に容易にアクセスできるようにすることも可能としております。
5	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	「合理的な根拠」としてサプライヤー証明等が例示されているが、国内では中小規模のサプライヤーが多く存在しているため、本ガイドラインの運用がISOに準拠した実務と比較して過度に厳格な水準となる場合、国内事業者の追加的事務負担による海外事業者との競争力低下、環境表示を控える行動の誘発といった影響が生じる可能性がある。産業構造の実態および国際的な水準との整合を図りつつ、国内事業者のみが実質的に高コスト構造とならないよう、慎重な運用設計を求める。	本ガイドラインは、サプライヤー証明等の要件や運用水準は規定しておりません。サプライヤー証明の場合も、ISO/JIS Q 14021規格に準拠し、原則として、主張の実証に必要な情報が網羅されている必要があるとしています。ご意見をふまえ、今後の運用の参考とさせていただきます。
6	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	包装や印刷物などの中間財は、製品全体に占める重量比が数%以下と小さいのが一般的であるが、パッケージに限らず広義の印刷物分野では、資源循環において大きな意義のある森林認証紙やバイオマスプラスチック、再生材、バイオマスインキの活用が進められている。製品重量比が主たる判断基準と受け取られかねない表現は、これらの訴求を抑制するおそれがあり、プラスチック資源循環促進法の基本理念にも反する懸念があるため再検討が必要である。	ご認識のとおり、中間財における環境配慮表示を否定する趣旨ではありません。環境に配慮した素材や原材料等を使用していることを主張する場合は、その使用割合について明確に示すとともに、百分率で示す際の分母が、商品全体量か、素材使用量のどちらにかかるのかを明確に示す必要があることとしています。包装・印刷物等の場合も、P23(3)②d)に記載のとおり、分母が包装・印刷物等であることを明確にして主張いただくこととなります。
7	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	「企業秘密情報によってのみ検証可能な場合は主張不可」という整理について、解釈次第では、企業秘密を前提としつつ守秘義務を負う第三者が検証する仕組みである、ISO 14040/14044に基づく算定結果やISO 14025に基づく第三者検証済み情報の活用可否が不明確になる。本ガイドラインと当該規格との関係性の明確化と、「企業秘密情報」の補足的な説明または例示を要望する。	ISO14040/14044(LCA)やISO14025(EPD)による公表または宣言は、検証も含め、同規格の要求事項に従っていただく必要があります。なお本ガイドラインでは、ISO14000シリーズとの整合性について、以下のとおりとしています。 「なお、「16. 温室効果ガス排出に関する主張(Claims relating to greenhouse gas emissions)」のうち、カーボンフットプリント(CFP)の主張については、カーボンフットプリント表示ガイド(2025年2月、環境省・経済産業省)やISO14067に準拠する必要があります。同様に、カーボン・オフセットの主張も「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針) - 第4版 - (2024年3月6日環境省)」及び「カーボン・オフセットガイドライン Ver.3.0(2024年3月6日、環境省)」やISO 14068-1などの適切なISO規格に従って表示することが必要です。」 ISO14021において、ご指摘の「企業秘密情報を要せずに検証可能」と記載している意図は、同規格6.5.2にあるように主張の検証を求める消費者等に対し、主張を検証するために必要な情報を公開しなければならないからであると考えています。
8	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	3-2(3)で二次元コードが例示されているが、アクセス手段を事実上、特定技術に誘導することになり、制度の陳腐化リスクを高め、企業がOMO戦略(Online Merges with Offline: オンラインとオフラインの融合)の下で構築している統合的な情報提供モデルとの整合性が担保できなくなる恐れがある。また、表示をパッケージのみで完結させる設計が前提と誤解されれば、表示スペース制約が過度に問題化し、開示が抑制される可能性もある。技術中立的かつ多様な手法を包含する表現へ修正することを提案する。	消費者が詳細情報に容易にアクセスできるツールとして、知名度や日常生活での利用割合が高い二次元コードを例示したもので、詳細情報へのアクセスが容易に行えるものであれば、これに限りません。条件に合うツールを特定して列挙する趣旨の記載ではありませんので、Q&A等での周知に努めてまいります。

9	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	3-2(3)の「〇〇を含まない(特定の物質の量が、広く認められた微量の混入物質又はバックグラウンドレベルを超えない場合にのみ使用可)」との記載については、化審法、食品衛生法、RoHS指令等においては技術的不可避な混入を前提とした許容基準が定められているため、本ガイドラインとの関係を明示すべきである。また、公的閾値が存在しない物質については、科学的に合理的な立証があれば表示可能とするなど取扱いを明確化すべきである。	本項は、ISO/JIS Q 14021規格の要求事項を記載しており、本ガイドラインにおいて、独自に定量下限値などを定義したものではありません。他法令において、許容基準等が定められている場合はその法令に従う必要があります。
10	全般	本ガイドラインが公表後直ちに適用されれば、すでに市場に流通している資材、在庫製品等に記載された既存の環境表示が、新基準に抵触する可能性がある。法的拘束力がないガイドラインであったとしても、公的指針としての性格上、企業はコンプライアンス上のリスク回避のため即時、是正行動に出る可能性が高い。本ガイドラインの趣旨を実効的かつ円滑に社会実装するためには、経過措置や在庫処理期間の明確化が必要である。	本ガイドラインは、経過措置等の設定にはなじみませんが、一定の時間がかかることは承知しています。出来るだけ可能な範囲で早い時期に、本ガイドラインに準拠した表示に切り替えていただくことが望ましいと考えております。
11	全般、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)、(4)、(5)	<p>・現在進められているISO14021規格の改訂版が公開された際は、本ガイドラインも再度見直しを行う予定があるか示されたい。</p> <p>・ガイドラインでは単独で使用できないあいまいな表現として9つの例が挙げられているが、客観的な根拠とセットで主張する場合には使用が許容され得ると考えてよいのか。</p> <p>・「製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮すること」は、必ずしもライフサイクルアセスメントの実施を求めるものではないとの備考がある。環境表示を行う時点での情報をもとに作成してもよいとの認識でよいのか。</p> <p>・使用が限定的であるとの理由で「メビウスループ」の項目が削除されているが、メビウスループの使用自体が制限されるわけではなく、JIS規格に準拠していれば引き続き使用可能であると解釈してよいのか。</p>	<p>本ガイドラインは現行のISO14020:2022及びISO14021:1999を踏まえて策定したものです。今後も、環境表示に係る国際規格や国内外の規制等の動向を踏まえ、継続的に見直しを行う予定です。</p> <p>2点目のご質問については、ご意見を踏まえ、(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① a.に説明を補足します。 (ガイドライン修正)</p> <p>(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと a.自己宣言による環境主張に使用できない表現</p> <p>ISO/JIS Q 14021規格(5.3)では、あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張としてはならない」とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないか、行う場合は単独では行わず、必ず合理的な説明文を付けることが求められます。(21ページの基本項目②参照)</p> <p>3点目のご質問について、「製品のライフサイクルにおける関連する側面のすべてを考慮すること」というのは、必ずしもライフサイクルアセスメントを実施すべきという意味ではございません。</p> <p>4点目のご質問については、ご理解のとおりです。</p>
12	全般、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)、(5)、別冊	<p>意見1 ガイドラインの内容を景品表示法の解釈に読み込む運用及びこれを推進するための法改正の検討、グリーンウォッシュ新法の検討、問題事例の公表・蓄積、消費者庁との連携強化など、規制の実効性を段階的に高めていくための継続的な取り組みを求める。</p> <p>意見2 改定案では3-2(5)に企業姿勢等への要求事項が記載されているが、極めて簡潔である。企業レベルの環境表示について独立した項目を設け、問題となる具体的事例とともに、何が問題かを明確に示すことを求める。</p> <p>意見3 認証基準が曖昧・非公開であったり、事業者自身が設定した高いとは言えない基準による自主ラベルが多数存在し、消費者の選択を歪めている。「自主ラベルは原則として推奨されない」旨を明記したうえで、使用する場合の最低要件を具体的に示し、問題事例と適切な例を付記することを求める。</p> <p>意見4 改定案にビジュアルを用いた具体例が加わったことは前進であるが、規範的な要求事項の記述が中心であり、自社の環境表示を実務担当者が自信をもって確認するためのツールとしては不十分である。業種別・類型別に事例を豊富に盛り込んだ詳細な手引を整備することを求める。</p> <p>意見5 各国・地域の法令・執行事例・関連リンク集のさらなる充実を求める。</p>	<p>意見1 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>意見2 企業姿勢については、本ガイドラインにおいて具体化してわかりやすいものとなるよう努めておりますが、ご意見について今後の参考とさせていただきます。</p> <p>意見3 本ガイドラインでは、自己宣言型環境宣言プログラム(旧タイプIIラベル)は、ISO/JIS Q 14021規格の要求事項に従って使用することを求めています。ただし別冊において、EU域内では、不公正取引慣行指令(UCPD)(2005/29/EC)において、第三者認証制度に基づかない、または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベルは不公正な商慣行と見做され、罰則の適用対象となることを記載して注意喚起しています。</p> <p>意見4 本ガイドラインの普及促進策として、環境省ウェブサイト上にFAQなどを作成し、事業者への情報提供体制を充実させていく予定です。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>意見5 各国・地域や国連等の国際機関の最新の規制・ガイドラインや、環境表示について不適切と指摘された事例等について最新の情報の収集に努めており、本ガイドラインの別冊を随時、更新する予定です。</p>

13	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(2)、(3)、(6)	<p>1)P.11 表3-1は、旧版の規格と改定後の名称が混在してわかりづらい。</p> <p>2)P.17-18 b. 特定の用語を用いた主張の「7. 選定された主張に対する特定の要求事項」と、注釈の「3. 用語及び定義」との関連がわかりづらい。</p> <p>3)P.26 参考「マスバランス方式について」のURLが何を補足しているかを示してほしい。</p> <p>4)P.27-28 「具体的には、以下のような観点から製品ライフサイクルを考慮することが望ましい」とあるが、トレードオフや、ライフサイクルでの考慮は過去にグリーンウォッシュと指摘されている例もあることから、「考慮すべき」としてほしい。</p> <p>5)P.38 (6)の「ISO/JIS Q 14021 規格の該当する 要求事項(特に ISO/JIS Q 14021 の 6.1 から 6.5)を満たすことが求められる」の対象者を明確にしてほしい。</p>	<p>1)ISO14020シリーズの基本規格であるISO14020:2022のみが先行して改定され、ISO14024:1999、ISO14021:1999、ISO14025:2006が今後見直されるため、案の表記としています。</p> <p>2)ISO 14021:1999/Amd.1:2011で新たに定義された用語については、JIS Q14021規格には記載がありませんので、注釈でご案内しています。</p> <p>3)出典を明記するよう修正します。</p> <p>4)場合によっては具体例に記載の負のトレードオフを特定しきれない可能性も考慮し、このような記載にしておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>5)については、ご意見にもとづき、対象が事業者であることを追記します。</p> <p>(ガイドライン修正)</p> <p>3)</p> <p>▶ 出典:環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」(令和6年9月) https://www.env.go.jp/content/000254454.pdf</p> <p>5)</p> <p>認証ではなく、民間団体、非営利組織等が運営するシンボルマーク等を事業者等が自己宣言により使用する場合についても、事業者等はISO/JIS Q 14021規格の該当する要求事項(特にISO/JIS Q 14021の6.1から6.5)を満たすことが求められます。</p>
14	全般	<p>企業のサステナビリティの基本である「気候変動」に焦点を当てた記述を追加すべき。現在、欧州をはじめ国際的にグリーンウォッシュへの監視が強化されており、問題となる広告の多くは製品やサービスの二酸化炭素排出削減の実効性に関するものである。投資家からも厳格な情報開示が求められており、気候変動リスクやそれに伴う財務リスク、レピュテーションリスクは企業の持続可能性に多大な影響を及ぼす。改定にあたってはパリ協定などの国際合意との整合性を図る視点が不可欠である。策定プロセスにおいて、日本の環境表示広告の現状や問題点を把握するための新たな実態調査が行われていないことも問題である。</p>	<p>気候変動に関する環境表示のあり方については、本ガイドラインの改定において重点的に検討を行い、それに関するコラムも設けております。また、国際的な議論の動向を、本ガイドラインの参考情報(別冊)で継続的に情報提供してまいります。</p>
15	1-1策定の経緯、3-1環境表示に係る国際規格、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>本ガイドラインが準拠すべき国際規格や法的制度として、ISO/JISQ14021のみならず、2024年に改正されたEU不公正取引方法指令も、別冊ではなく本文に明記すべきである。</p> <p>現在、欧州をはじめ国際的にグリーンウォッシュに対する監視や規制、裁判所の判断が厳格化している。気候変動対策が急務となるグローバル市場において、適正な環境広告は、消費者の適切な選択、公正な競争環境、および持続可能性を確保するための重要な要件であり、なかでも、改正EU不公正取引方法指令は、今後の広告規制のあり方に多大な影響を与える重要な世界基準である。また、附則リストにはEUにおける実際の摘発事例や罰則事例などの具体例を記載すべきである。</p>	<p>本ガイドラインは、ISO規格への準拠を基本とした国内における環境表示の要求事項を示した上で、別冊として国際市場にも対応できるよう海外動向の紹介を行うこととしています。また、国際的な議論の動向について、本ガイドラインの参考情報(別冊)で継続的に情報提供してまいります。</p>

16	全般、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)、(5)	<p>1. 改定案は既存ガイドラインの引用にとどまっておらず、気候変動分野の国際的グリーンウォッシュ動向を踏まえておらず、議論や問題事例の記載が欠如している。そのため、事業者が本案に従っても海外の規制に対応できないおそれがある。</p> <p>2. カーボンオフセットに関する環境表示について、改定案が引用する既存ガイドラインはクレジットによる排出相殺を前提としているが、相殺を不可とする国際的議論と相容れない。既存の引用を削除し、オフセットによるネットゼロ等の表示が誤解を招くことを明示して、国際標準に沿ったガイドラインとすべきである。</p> <p>3. 改定案は、ネットゼロ目標などの将来に関する表明、およびそれに対する訴訟や当局調査の事例が示されていない。現実的な実施計画のない将来の環境主張は誤解を招くため、「企業姿勢に対する要求事項」において、明確かつ検証可能な実施計画、資金的・技術的裏付け、第三者検証等を求める要件を盛り込むべきである。</p> <p>4. 「ゼロエミッション火力」など、化石燃料と環境用語を組み合わせた表示は、採掘等の上流排出や技術的限界を無視しており誤解を与えかねない。EUでも化石燃料の広告規制を強化していることから、改定案に化石燃料に特化した例示を追加し、環境用語との併用や燃焼時のみを強調する表示の不適切さを明確に注意喚起すべきである。</p> <p>5. 現行法では取引に直結しない企業姿勢やイメージ広告等が規制対象外であり、実際の事業計画と矛盾する表示を取り締まる法的枠組みがない。本ガイドラインでの関連記述を強化するとともに、これらを明確に規制対象へ取り込むための景品表示法の改正を行うべきである。</p>	<p>1. 各国・地域や国連等の国際機関の最新の規制・ガイドラインなどについて最新の情報の収集に努めており、本ガイドラインの参考情報(別冊)を随時、更新する予定です。不適切とされた事例についても適宜情報発信を行ってまいります。</p> <p>2. ~4. については、本ガイドラインは、ISO規格への準拠を基本とした国内における環境表示の要求事項を示しており、本ガイドラインの参考情報(別冊)として国際市場にも対応できるよう海外動向の紹介することとしています。そのため、国内における環境表示の要求事項として、日本政府が策定した最新のガイドライン等を引用しつつ、カーボン・オフセットやネットゼロ宣言に関する海外の取扱動向を別冊や注釈で継続的に情報提供を行ってまいります。</p> <p>5. については、事業活動、イメージ広告、企業姿勢等も本ガイドラインの適用範囲であることが明確になるように、今回の改定では、目次ページへの対象の明記や、【企業姿勢、イメージ広告の例】のイラストの追加など、編集上の工夫を行ってまいります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>ガイドラインに示された5つの基本項目には、環境主張の「実効性」に関する視点が欠落しているため、温室効果ガスの実際の排出削減効果を伴わない環境表示(グリーンウォッシュ)の禁止を明確に加えるべきである。EUの改正不公正取引方法指令において、優れた環境パフォーマンスを実証できない一般的な環境主張があらゆる状況で不公正な取引方法とみなされているように、国際的にも実効性の裏付けは不可欠となっている。現在、「ゼロエミッション火力」や「ゼロカーボン発電」といった実態を伴わない環境表示が横行しているが、既存の5項目だけではこれらを十分に規制できない。</p>	<p>本ガイドラインは、事業者等が参照し、自主的に適切な環境表示を実施していただくことを目的としています。また、実態の伴わない環境表示にならないよう環境表示の説明や根拠を求めています。</p>
18	全般、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>カーボン・オフセットに関する環境表示について、今回の改定で国連のグローバルスタンダード等に言及された点は評価できるが、事業者の具体的な広告表示のあり方については、環境省の指針やISO規格への準拠を求めるにとどまっておらず、位置づけが不十分である。EUの改正不公正取引方法指令ではオフセットに基づく環境影響の肯定的な主張を誤認惹起的な取引方法として明確に禁止しており、近年欧州では、オフセットを根拠とするカーボン・ニュートラル主張が消費者に誤解を与えるグリーンウォッシュであるとする判決が相次いでいる。オフセットを根拠にカーボン・ニュートラルや温室効果ガス排出削減を主張する際の具体例を本文に掲載するか、詳細な手引きを別途作成すべきである。</p>	<p>本ガイドラインは、ISO規格への準拠を基本とした国内における環境表示の要求事項を示しており、本ガイドラインの参考情報(別冊)では国際市場にも対応できるよう海外動向の紹介することとしています。そのため、国内における環境表示の要求事項として、日本政府が策定した最新のガイドライン等を引用しつつ、カーボン・オフセットやネットゼロ宣言に関する海外の取扱動向を別冊や注釈で継続的に情報提供を行ってまいります。</p>
19	全般、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>マスバランス方式を用いた環境性能主張は厳しく限定すべきである。鉄鋼業界が提唱するマスバランス方式は、事業の一部で削減した排出量を無関係な製品に割り当て、排出量の多い石炭由来の鋼材がグリーン・プレミアムを得ることを可能にするため、30以上の市民団体から、物理的な脱炭素製品との明確な線引きを求める反対声明が提出されている。同方式は、消費者の選択を欺き公正な競争を阻害する欺瞞性を孕んでいるが、2026年2月のグリーン購入法基本方針の変更によって同方式による鋼材が優先調達対象とされた影響もあつてか、本案では「参考」コラムにとどめ、事実上この手法を推奨してしまっている。</p>	<p>マスバランス方式については、本ガイドラインの改定を検討した検討会においても、業界によって定義が異なることや、国際的な議論の途上にあること、使用にあたって十分な説明が必要であることなどが議論され、改定案の記載としております。</p>
20	2-2適用範囲	<p>企業のブランド広告等は、景品表示法の適用対象に含まれると解釈すべきである。また、「商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示(事業活動、イメージ広告、企業姿勢等)も適用範囲に含む」という記述は、「事業活動、イメージ広告、企業姿勢等も消費者の商品又は役務の選択に影響を与える広告であることから、本ガイドラインの適用範囲に含む」と修正すべきである。</p>	<p>景品表示法の適用対象範囲についてはパブリックコメントの対象外となりますが、引き続き関係省庁と連携する取組を進めてまいります。</p> <p>「事業活動、イメージ広告、企業姿勢等も消費者の商品又は役務の選択に影響を与える広告であることから、本ガイドラインの適用範囲に含む」とすべきのご意見については、目次上に同様の趣旨の記載をしております。</p>

21	2-2適用範囲	<p>企業のブランド広告等は、景品表示法の適用対象に含まれると解釈すべきである。事業活動や企業姿勢等のイメージ広告は、顧客誘引を目的としているので、「直接的な関係がない」として景品表示法の適用除外とし、規制の抜け道を与えることは法目的に反する。改正EU不公正取引方法指令においても、商業的コミュニケーションにおける環境表示は、あらゆる形式のメッセージを含めて規制対象とされている。</p>	<p>景品表示法の適用対象範囲についてはパブリックコメントの対象外となりますが、引き続き関係省庁と連携した取組を進めてまいります。</p>
22	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>「あいまいな表現や環境主張は行わないこと」のイラストに「単独で使用できない表現」とあるが、根拠データと併記すれば使用可能であると解釈されかねない。根拠となるデータを併記したとしても、これらの曖昧な表現は使用すべきではない旨を明確に記載した方が判断基準が伝わると感じる。また例示以外では、CO2削減量を「杉の木〇〇本分」などに換算する例も多く使われているが、比較の基準が異なるものや架空の将来の環境パフォーマンスを引き合いに出すことで、誤解を生む表現も散見される。これらについても曖昧な主張に該当し得るものとして、ガイドライン上で注意喚起すべきである。</p>	<p>1)本ガイドラインでは、「持続可能」「持続可能性」「サステナビリティ」といった用語を、製品・サービス、事業活動や企業姿勢等を示す情報開示において使用する場合、説明文を付けなければならないこととしています。ご意見を踏まえ、(3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① a.に説明を以下のとおり補足します。 (ガイドライン修正) (3)ISO/JIS Q 14021規格の特定の要求事項 ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと a.自己宣言による環境主張に使用できない表現 ISO/JIS Q 14021規格(5.3)では、あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない」とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないか、行う場合は単独では行わず、必ず合理的な説明文を付けることが求められます。(21ページの基本項目②参照) 2)比較主張に関しては比較対象を適切に設定する必要があり、その点については、基本項目「⑤製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること」にて説明しています。</p>
23	2-2適用範囲、3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>【意見1】企業姿勢やイメージ広告を適用範囲に含める考え方は合理性があるが、製品の環境主張とは性質が異なるため、ISO/JIS Q 14021に基づく製品単位の要求事項をそのまま適用することは難しい。事業者による適切な情報発信を促す注意喚起にとどめるよう希望する。 【意見2】カーボンフットプリント(CFP)表示の信頼性や透明性を確保することは重要であり、本ガイドラインの方向性に賛同するが、SKU単位での算定・更新は大きな実務・費用負担を伴うため、製品群単位や代表値による表示など柔軟な運用の検討を要望する。 【意見3】マスバランス方式について、消費者の誤認防止の観点から慎重な表示を求める考え方に賛同する。一方、再生材やバイオマス素材は社会実装の過渡期であり、表示制度が明確になっていない。本ガイドラインで、表示の考え方や各業界における統一的な表示ルールとの整合を図り、具体的な例示を記載することが望ましい。</p>	<p>【意見1】ISO14021規格の全てではなく、「3-2(5)企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項」に記載のとおり、適用できる範囲を要求事項として設定しています。 【意見2】いただきましたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 【意見3】国内外の動向も踏まえ、継続検討してまいります。</p>
24	3-2自己宣言による環境表示の要求事項(3)	<p>環境保全活動へ寄付を行うことが対象商品の環境負荷が少ないと、消費者に誤認させる可能性があり、実際にそのような商品が販売されている現状がある。5つの基本項目の「あいまいな表現や環境主張は行わないこと」に、「環境保全への貢献と、商品・サービスの環境性能を混同しない」という参考情報を追加する必要がある。「景品表示法における合理的な根拠を示す資料」の要件については、「客観的に実証された内容のものであること」だけでは不十分であり、第三者認証による根拠が必要である旨を明記すべきである。昨今のデータ改ざんや不正行為の事例が示すように、自社や特定の業界内による実証だけでは、客観的な信頼性を担保できない状況にある。 2023年のある調査によれば、「カーボン・ニュートラル」という言葉の認知度は56%に留まっている。専門用語の安易な使用は消費者の誤解や混乱を招くため、平易な言葉での説明を求めるべきである。</p>	<p>1点目について、本ガイドラインでは、ご指摘の点を踏まえ、あいまいな表現を行わない、環境主張の内容に説明文をつけることを要求しております。 2点目について、パブリックコメントの対象外となりますが、引き続き関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 3点目について、1-2 策定の目的に、「①環境表示が消費者にとって理解されやすく共感できる有益な情報として機能すること」を位置付けています。また、ISO/JIS Q14021規格5.8.5の解説における【推奨事項】として、「自社のウェブサイト等に個別の製品・サービスに関する環境負荷低減効果を掲載する場合には、消費者に馴染みのない専門用語等についても適宜、注釈や説明を加えることにより、理解が得られるものと考えられます」と記載しています。</p>